

市民税・都民税の申告をしてください

□必要となるもの

- 令和6年度 市民税・都民税申告書
- マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、番号確認書類および本人確認書類)
- 令和5年中の所得が分かる書類(源泉徴収票・支払調書など)
※お持ちでない場合、相談をお受けできないことがあります。
- 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)
(例)生命保険料の控除証明書・医療費控除の明細書・障害者手帳など

<郵送先>

〒188-8666

市役所市民税課市民税係

※申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

□申告書などの入手方法

- 昨年中に市民税・都民税の申告書を提出した方や市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方は、1月23日(火)に申告書と返信用封筒を郵送します。
- 市民税・都民税申告書は、市☎からも印刷できます。
- 右表「市民税・都民税、確定申告書の配布場所」に記載の場所で配布します。

市民税・都民税、確定申告書の配布場所

場所		日程
田無庁舎	4階市民税課	2月1日(木)～15日(木)
	2階申告会場	2月16日(金)～3月15日(金)
防災・保谷保健福祉総合センター1階		2月1日(木)～6日(火)
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎	2月7日(水)～3月8日(金)
	防災・保谷保健福祉総合センター6階	3月11日(月)～15日(金)
柳橋・ひばりが丘駅前出張所		2月1日(木)～3月15日(金)

※(土)・(日)・(祝)を除く

※所得税の確定申告書も上表のとおり配布しますが、税務署からの配布数に限りがあり、数日で配布を終了する場合があります。

※所得税の確定申告書のダウンロードや作成は、国税庁☎「確定申告書等作成コーナー」からも可

市民税・都民税申告と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	住吉会館ルピナス	1月29日(月)	○	○	-	○
	下保谷福祉会館	1月30日(火)	○	○	-	○
	新町福祉会館	1月31日(水)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	2月1日(木)	○	○	-	○
	芝久保公民館	2月2日(金)	○	○	-	○
	柳沢公民館	2月5日(月)	○	○	-	○
田無庁舎 2階展示コーナー	2月16日(金)～3月15日(金)	午前9時～午後4時 ※2月16日(金)・2月22日(木)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎	2月7日(水)～3月8日(金)	○	○	-	○
	防災・保谷保健福祉総合センター6階	3月11日(月)～15日(金)	○	○	○	○
防災・保谷保健福祉総合センター6階 ※税理士による無料申告相談	2月7日(水)～9日(金)	午前9時30分～午後3時30分 (正午～午後1時も開設)	-	-	○	-

事前にご確認ください

※(土)・(日)・(祝)を除く

※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。

※受付初日と受付締め切間は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。

※車での来場は、ご遠慮ください。

※「税理士による無料申告相談」以外の全ての窓口は、市職員が対応します。税務署の職員はおりません。

<所得税の確定申告>

- 税理士による無料申告相談については、1月1日号3面をご確認ください。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

控除対象となる社会保険料など

□国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告額は、令和5年1月1日～令和5年12月31日に納付した額(過年度分を、令和5年中に納付した場合を含む)です。 ※申告の際に領収書や証明書の添付は不要

- 国民健康保険料…保険年金課国保加入係 ☎042-460-9822
- 後期高齢者医療保険料…保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-460-9823
- 介護保険料…高齢者支援課介護調整係 ☎042-420-2814

□国民年金保険料

申告には、次のものが必要です。

- ①令和5年10月2日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月3日以降に納付した保険料の領収書
 - ②令和5年10月3日～12月31日の間に(①の対象者を除く)保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書
- ☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)
※050で始まる電話からは ☎03-6630-2525へ

- 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (ナビダイヤル)
- ▶保険年金課国民年金係 ☎042-460-9825

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になります

□介護保険サービス

令和5年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

- ▶東村山税務署 ☎042-394-6811
- ▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

□おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2日目以降であり、要介護認定を受けており、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもありますので、あらかじめお問い合わせください。

- ▶高齢者支援課 ☎042-420-2816

にせ税理士にご注意を

●にせ税理士の情報…東村山税務署 ☎042-394-6811 ●税理士に関して… ☎042-394-7038